

「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）事務局案」に対する意見募集の結果について

令和7年3月18日
中 小 企 業 庁
小規模企業振興課

「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）事務局案」に関して、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。御協力いただきありがとうございました。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：令和6年12月24日（火）～令和7年1月22日（水）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

2. 御意見総数

19件

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

「小規模企業振興基本計画(第Ⅲ期)事務局案」に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1-1	<p>「<u>商工会・商工会議所の経営指導員の業務が質・量ともに急増</u>」の記載は、削除すべきである。 (理由)本当に業務量が増えているのであれば、実績の水増しなど必要がない。経営相談・経営指導業務以外、商工会・商工会議所の自主財源で行うべき業務に経営指導員を使っているだけではないか。</p>	<p>商工会・商工会議所の経営指導員の業務が質・量ともに急増している状況については、「第1回 中小企業政策審議会中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会(令和6年8月9日開催)」の資料4及び資料5において示されています。</p>
1-2	<p>「<u>商工会・商工会議所の人件費・事業費支援</u>」の記載は削除すべきである。 (理由)実績の水増しをするぐらいなのであるから、人件費・事業費の増額ありきの記述は実態に合わない。新たに人件費・事業費支援をするよりも、活動実態を精査した上で、予算減額も含め、適正規模に直していくべきである。</p>	<p>「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、「補助事業者等及び間接補助事業者等は、(中略)、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない」とされています。</p>
1-3	<p>「<u>商工会・商工会議所による手厚いサポートのため支援体制強化</u>」の記載は、削除すべきである。 (理由)相談窓口の実績を水増しするようなコンプライアンス意識・ガバナンスが欠如している機関に依存した支援体制は、経営リテラシーの向上を図るといふ点とも矛盾する。商工会・商工会議所を排除することも念頭に、コンプライアンス・ガバナンスが確立された経営支援機関による支援体制構築を目指すべきである。</p>	<p>商工会・商工会議所による小規模事業者支援については、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」第一条において「商工会及び商工会議所がその機能を活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援するための措置を講ずることにより、小規模事業者の経営基盤の充実に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とされています。</p>
2-1	<p>「<u>現状認識</u>」内の財源移譲後、地方交付税の基準財政需要額の減少や商工会・商工会議所に対する措置の実績の減少に関する記載は意図的にミスリードを誘う表現であるため記載を修正すべき。 (理由)三位一体改革当時から人口・事業者数も減少しているのだから、基準財政需要額の総額が減少することは当たり前のことである。また、事業者数の減少はもちろんのこと、「商工会・商工会議所」以外の支援機関も誕生しているため、「商工会・商工会議所」の役割が相対的に低下・都道府県による商工会・商工会議所に対する措置が減少することも自然の道理であり、別に悪いことではない。</p>	<p>御指摘の記述については、「第1回 中小企業政策審議会中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会(令和6年8月9日開催)」の資料3において示されている状況を表しています。</p>

「小規模企業振興基本計画(第Ⅲ期)事務局案」に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
2-2	<p>「3. 4つの目標(4) 支援体制の整備その他必要な措置」及び「地方公共団体の責務」は、全体を通じて、「商工会・商工会議所」ありきであり、地方自治法との関係からも疑義が残る。「商工会・商工会議所」への予算誘導を地方公共団体に強制するような表現であり、削除するか、表現を抜本的に修正すべき。</p> <p>(理由)「商工会・商工会議所」以外の支援機関と組んで小規模企業支援に取り組む自治体を否定するようなことがあってはならない。地域の実情に応じた小規模企業支援を行う自治体を委縮させるおそれすらある。</p>	<p>「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」第四条第一項において「国は、政令で定めるところにより、商工会若しくは商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業(以下この条において「経営改善普及事業」という。)に必要な経費…(中略)…について、都道府県が補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に必要な経費の一部を補助することができる。」とされており、この補助については、三位一体の改革や地方分権改革の流れを受け、都道府県に財源ごと移譲され、地方公共団体が地域の実情を踏まえながら措置する仕組みとなっています。</p>
3	<p>「地方公共団体の責務」に、経営指導員が経営改善普及事業に注力できるよう、商工会・商工会議所の役員や青年部員等の意識改革を促し、会員自ら又は自主財源をもとに取り組むべき事業と経営指導員が取り組むべき事業の区別を明確にすることを求める旨の記載を追記すべき。</p> <p>(理由)経営指導員向けの予算を増やすことよりも先に経営改善普及事業に注力できる環境を整備していただかなければ何も変わりません。経営指導員の忙しさの原因は、経営指導の増加・質の変化というよりも、商工会・商工会議所の役員や青年部員等の関係者の無理解、会員自ら又は自主財源をもとに取り組むべき事業に駆り出されていることによるもののウェイトの方が大きいです。経営指導員が経営改善普及事業に注力できるよう、また、人件費措置が有効に使われるよう、商工会・商工会議所の役員や青年部員等の意識改革を促すことを地方公共団体の責務に加えていただきますようお願いいたします。</p>	<p>「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」第三条第一項の規定に基づき定められている「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針」において、「商工会等にあつては、経営改善普及事業を担当する職員が経営改善普及事業に集中して取り組むことができるよう、勤務環境の整備に努めるものとする」とされています。</p>
4	<p>重点施策13・14の「商工会館の施設整備費等の事業費」は削除すべき。</p> <p>(理由)そもそも論として、民間団体である商工会・商工会議所の所有物である商工会館の整備費を国・地方公共団体が確保に努めるというのはおかしい。商工会・商工会議所側が会費をもとに積み立てるべきものである。施設整備は、小規模事業者支援法を制定する(旧商工会法から経営改善普及事業を分離する)際に、地方公共団体と協議の上、経営改善普及事業に含まないと法解釈を整理していたはずである。小規模事業者支援法の法解釈を変更するのだとしても、小規模企業基本法に基づく基本計画において変更するというのは法制上疑問に感じる。中小企業政策審議会でも法解釈の議論がされた形跡がない。</p>	<p>「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」第四条第一項において規定する経営改善普及事業の実施にあたり必要な範囲について、商工会館の施設整備費等の事業費への支援は認められるものと解されます。</p>

「小規模企業振興基本計画(第三期)事務局案」に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
5	<p>1. 既得権益の厚い壁 多くの分野には大企業が参入しており、彼らは仕入れなどにおいて圧倒的に安い価格で仕入れができるため、安売りをして利益を出せる構造があります。また、公共入札において「中小企業の参加を促す」と言っていますが、結局は役所と既存の業者の間で半ば談合のような取り決めがなされており、参加条件すらも満たせない入札案件が多数あります。</p> <p>2. 多くの違法業者との戦い 大企業には勝てないとしても、大企業が入ってこない分野に商機はあるのかというと残念ながら、どの分野にも違法業者がおり、ほとんど商機はありません。違法業者は例えば脱税(所得税申告なし)、食品の産地偽装、産廃の不法投棄、輸出入の際のアンダーバリュー(税関への虚偽申告)による税金逃れ、などの違法行為によってコスト優位性を築いています。日本はこうした違法行為を行う事業者であつても小規模の場合取り締まりはほとんどなく、また取り締まったとしても大した処罰はありません。</p> <p>日本の小規模事業者が活躍するには、既得権益の打破、違法業者への徹底した取り締まりなど、公正な競争環境の整備が必要となると思います。</p>	<p>本事務局案への御意見ではないものと思われるので、参考とさせていただきます。</p>
6	<p>地方公共団体の責務として、<u>商工会・商工会議所の法令遵守態勢・ガバナンス改善に努め、ガバナンス不全の場合は、経営指導員の人件費・商工会館の整備費の支援は行わない旨を加えた方が良い。</u>(理由)商工会・商工会議所は地域に必要な団体なのかもしれませんが、会員数の水増しによる補助金不正受給・相談窓口の実績水増しによる補助金不正受給など、その運営には目に余るものがあります。団体・事業の必要性和ガバナンス不全のまま公費を流し込み続けることの妥当性は別です。商工会・商工会議所の会員数・組織率が低下しているのも、ガバナンス不全に嫌気が指している経営者が増えてきているからだだと思います。小規模事業者支援の実効性・信頼感を回復していくためにも、商工会・商工会議所のガバナンス強化に取り組むことが必要ですし、現状のまま支援(補助金)だけ増えていくのは納得できません。</p>	<p>地方公共団体が補助金等を交付するにあたっては、地方自治の本旨に基づき、各都道府県において適切なルールが定められているものと承知しています。</p>
7	<p>「<u>都道府県による商工会・商工会議所に対する措置の実績も減少</u>」の要因として、<u>基準財政需要額の減少をあげるの、論理が正しくない、あるいは因果を逆に解釈したかのような表現であり、記載の意図に応じて修正した方が良い。</u></p> <p>(理由)地方交付税の基準財政需要額の減少を要因として、都道府県による商工会・商工会議所に対する措置の実績が減少したと導き出すのは、地方交付税の考え方からしておかしいため。他に例えるならば、児童数が減少したことに伴い小学校数が減少、小学校数が減少したことに伴い基準財政需要も減少というべきところを、小学校の設置費用に関する基準財政需要が減少したから小学校数も減少したと言っているようなものである。また、『地方交付税制度解説(単位費用編)』(地方交付税制度研究会編)も参照してみたが、商工会・商工会議所関係の単位費用(単価)に大きな変化・減少は確認できず、現状認識にあえて記載することの意味・必要性も感じられない。</p>	<p>御指摘の記述については、「第1回 中小企業政策審議会 中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会(令和6年8月9日開催)」の資料3において示されている状況を表しています。</p>

「小規模企業振興基本計画(第Ⅲ期)事務局案」に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
8	<p>「<u>人件費の絶対額が不足している状況にある</u>」はフェイク情報の疑義があるため、きちんと整理・分析してから必要制度を検討すべき。 (理由)小規模企業経営者の視点から見ても、商工会・商工会議所は人余りの状況に映る。小規模企業の経営向上に貢献していない人材への予算支出をやめて、本当に経営コンサル能力のある人材に振り分ければ良いだけではないか。商工会の人件費増加(公金の支出・国民の負担増加)を安易に言い出すのではなく、現在の状況をきちんと整理・分析してから、必要制度を検討すべきである。</p> <p>商工会の「<u>人件費</u>」確保の必要性を感じないため、きちんと整理・分析してから必要制度を検討すべき。 (理由)商工会の経営指導員がそんなに経営相談で忙しくしているようには見えない。外で見かけたことがあるのは、青年部の飲み会、選挙のポスター貼りをさせられているときくらいである。そのような人材の人件費の増加のために国民負担が増えるというのは許容できない。商工会の人件費増加(公金の支出・国民の負担増加)を安易に言い出すのではなく、何で忙しいのか、それは本当なのか、信用できるか、きちんと整理・分析してから、必要制度を検討すべきである。</p>	<p>商工会・商工会議所の経営指導員の業務が質・量ともに急増している状況は、「第1回 中小企業政策審議会中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会(令和6年8月9日開催)」の資料4及び資料5において示されています。</p>
9	<p>「<u>支援機関の体制・連携強化</u>」「<u>支援体制の整備その他必要な措置</u>」「<u>重点施策13</u>」「<u>地方公共団体の責務</u>」について、商工会・商工会議所の組織法制、ガバナンス態勢の在り方についても記載すべき。 (理由)規制改革・行政改革ホットラインにも、商工会・商工会議所の法人格の変更の仕組み、ガバナンス改善のための外部監事の解禁の検討を要望する声が寄せられていることが確認できる。</p>	<p>商工会・商工会議所においては、商工会法又は商工会議所法に基づき、管理・監督等を行うこととしています。</p>
10	<p>「<u>フリーランスについての言及がなく、小規模企業の中でもごく一部の少数派・既得権益層のための計画になっているのではないか</u>。商工会・商工会議所ありきの計画ではなく、小規模企業のための計画とするよう現状認識を改めるべき。 (理由)計画の脚注にフリーランスの推計値が書いてあるとおり、小規模企業の多数を占めるのはフリーランスである。また、商工会・商工会議所の会員数・組織率が下がっていることから、商工会・商工会議所会員である小規模企業は少数派といえ、小規模企業全体を代表する立場にない。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「第1章 小規模事業者の振興に関する施策についての基本的な方針 3. 4つの目標(4)支援体制の整備その他必要な措置」において、「その際、フリーランスや店舗を持たない事業主体に対する情報提供等に留意する必要がある。」と追記しました。 また、商工会・商工会議所による小規模事業者支援については、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」第一条において「商工会及び商工会議所がその機能を活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援するための措置を講ずることにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とされています。</p>

「小規模企業振興基本計画(第三期)事務局案」に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
11	<p>全国から被災地の都道府県連合会・商工会・商工会議所に職員・専門家等を派遣し、相談対応を強化するための支援を講じてほしい。ただし、派遣元となる商工会・商工会議所においても人材不足が深刻化している現状を踏まえて、災害発生時の即時対応が可能となるよう、派遣体制の強化や人材確保に向けた支援を推進すること。</p> <p>(理由)近年、災害復旧における商工会や商工会議所の役割がますます重要になっています。しかし、派遣元である商工会や商工会議所自体が人手不足に悩んでおり、この状況が改善されなければ、大規模災害時に全国的な支援体制を十分に機能させることは難しいと考えられます。そのため、平時から災害に備えた人材の育成や確保の仕組みを整備し、派遣できる人員を維持・強化するための支援策を要望します。</p>	<p>御指摘の点については、「(重点施策7)多発する大規模災害等への対応」において、「被災した事業者の事業再建を支援するため、必要に応じて、全国から被災地の都道府県商工会連合会・商工会・商工会議所に職員・専門家等を派遣し、相談対応を強化するための支援を講じる。」と記述しています。派遣元の人材不足に対しても、「(重点施策13)支援機関の体制・連携強化」において各種施策を記述しています。</p>
12	<p>「小規模企業振興基本計画」において、都道府県だけでなく、共同で計画を策定・認定を受けた市町村の責務をより明確化し、応分の負担を促す内容とすべき。</p> <p>(理由)特に経営発達支援計画を共同で策定する市町村による協力体制には地域差があり、一部では十分な協力が得られていない状況です。経営発達支援計画は市の総合計画や産業振興ビジョンなどと整合性を持たせて策定されていますが、目標達成に向けた具体的な実務は、商工会議所が人材面・金銭面で大きな負担を抱える形となっています。</p>	<p>本事務局案においては、都道府県及び市町村を「地方公共団体」、それぞれを明確に区別する必要がある場合に「都道府県」「市町村」と表記しており、市町村の責務も含まれています。</p>
13	<p>重点施策の柱立てに知的財産を追加で掲げていただくと有り難い。</p> <p>(理由)小規模企業振興基本計画案において、「基本的な考え方」に経営に必要なリテラシーとして知的財産を挙げて頂き、「4つの目標」にも経営に必要なスキルとして知的財産を挙げて頂いていることに感謝する。これを受けて、重点施策に知的財産に関する相談、セミナー、専門家派遣、支援者間の情報共有等の事項を挙げて頂いていることも大変よいと考える。その上で、小規模企業に対して知的財産への意識を強く持ってもらうため、現在の15の重点施策と並列の、16番目の重点施策に掲げて頂けると大変有難い。</p> <p>商工会・商工会議所、よろず支援拠点等の相談員・支援員から知的財産を小規模事業者に積極的に広めてほしい。</p> <p>(理由)小規模企業であっても知的財産について実行できる、実行すべき事項はあるので、是非このことを小規模企業に積極的に伝えて頂きたい。その際の入口としては、知的財産の専門家よりも、むしろ経営に関する相談に広く対応する商工会議所、商工会、よろず支援拠点等の相談員や支援員の方が適任と考えられる。これらの方に、知的財産に関するアンテナを張って頂き、まずは情報整理や調査に取り組むことを勧め、その後必要に応じて知的財産の専門家に繋げて頂けると、より効果的な支援ができると考えられる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、(重点施策1)の表題に「(経営戦略・会計・知的財産等)」を追記しました。</p>

「小規模企業振興基本計画(第三期)事務局案」に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
14	インボイス制度導入による小企業の苦難のことがまったく触れられていないのは、大問題。10ページくらい割いてその現状や課題を取り上げ、その解決策(インボイス制度の廃止、消費税率の通減等)を提案すべき。	本事務局案への御意見ではないものと思われますので、参考とさせていただきます。
15	地方公共団体の責務(P.26 17～18行目)内「 <u>経営指導員等の人件費等の確保を含め</u> 」は削除すべき。 (理由)三位一体の改革等と一体を成す中央省庁等改革基本法や特殊法人等合理化計画では、商工会等について、人件費含め自己財源化を目指し、行政の補助金・支援ありきの団体運営から脱すべきとの方針が示されており、整合性が図られていない。「三位一体改革の原点」から逸脱しているともいえる記載である。経営指導員等の人件費等の確保＝都道府県の歳出増加＝国民負担の増加であり、軽々に方針を示すべきでない。	御指摘の点については、「小規模企業振興基本法」第七条第一項において「地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされています。その上で、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」第四条第一項において「国は、政令で定めるところにより、商工会若しくは商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業(以下この条において「経営改善普及事業」という。)に必要な経費…(中略)…について、都道府県が補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に必要な経費の一部を補助することができる。」とされており、この補助については、三位一体の改革や地方分権改革の流れを受け、都道府県に財源ごと移譲され、地方公共団体が地域の実情を踏まえながら措置する仕組みとなっています。
16	「 <u>商工会・商工会議所による手厚いサポートのため支援体制強化</u> 」の記載は削除すべき。 (理由)商工会・商工会議所による手厚いサポートがより一層重要な役割を果たすことはないと考えられる。なぜならば、金の扱いにルーズで、コンプライアンス意識も低く、深く付き合うこと自体に経営上のリスクがあるからである。	御指摘の点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、「補助事業者等及び間接補助事業者等は、(中略)、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない」とされています。

「小規模企業振興基本計画(第三期)事務局案」に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
17	<p>「<u>地域のお祭り・イベント等広く地域活動に参加するなど地域にとって小規模事業者が欠かせない存在</u>」について、記載の意図が分からないので削除すべき。 (理由)地域のお祭り・イベントは、「地域住民」として参加しているのであって、「小規模事業者」として参加しているものではない。仮に、屋台等の出店協力のことを指しているのだとしても、その場合、小規模事業者以外の企業も協力しており、また地域外の企業に出店を依頼することもあるわけであり、記述の意図が分からない。</p> <p>「<u>4～5割の地域住民が小規模事業者を通じて「地域とのつながり」を感じており</u>」について、根拠が不明であり、削除すべき。 (理由)この記述について出典が示されていない。政府統計でそのようなデータは見つからない。仮に、商工会の独自調査等が出典だとしたら、母集団の設定・回答者集団の抽出方法等、調査手法が統計的に有効なものか怪しく、例えば、回答者の属性の偏り等、バイアスがかかっているおそれがある。いずれにせよ、出典不明、裏付けのとれていないデータを前提に現状認識を整理すべきでないし、政策立案の根拠とするのはEBPMの観点からも問題ではないか。</p>	<p>御指摘の点については、「第1回 中小企業政策審議会中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会(令和6年8月9日開催)」の資料3において示しています。</p>
18-1	<p>「<u>小企業者等への配慮</u>」に関する記述が欠如しているため、記述すべき。 (理由)小規模事業者を従業員「5人以下」と「6人以上」とで比較すると、両者の経営状況は全く異なり、従業員「5人以下」は極めて厳しい経営状態にある。人的な経営資源にも乏しいことから、従業員「5人以下」に対する施策の配慮は特段に考慮されるべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「第1章 小規模事業者の振興に関する施策についての基本的な方針 2. 基本的考え方」において、「なお、小規模事業者の中でも、特に小企業者(おおむね常時使用する従業員の数が5人以下の事業者をいう。以下同じ。)は、企業としての組織体制が整っておらず、環境変化に脆弱な面もあるため、小規模事業者の振興に当たっては、小企業者の円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう特段の配慮を払うこととする。」と追記しました。</p>
18-2	<p><u>小規模事業者の再建、地域の経済社会の復旧・復興に向けた抜本的な支援強化等の必要性とその責務が国・都道府県・市区町村にあることを明記すべき。</u> (理由)繰り返される大規模災害からの再建、早期の復旧・復興に向けて「国・都道府県・市町村が一体となった支援が求められる」としているが、能登半島地震の被災地では、地震発生から1年以上経過してもライフラインの復旧もままならない状況にある。小規模事業者の再建、地域の経済社会の復旧・復興に向けた抜本的な支援強化等の必要性とその責務が国・都道府県・市区町村にあることを明記すべきである。</p>	<p>御指摘の点については、「第2章 小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策(15の重点施策)(重点施策7)多発する大規模災害等への対応」において、国が「被災した中小・小規模事業者等の早期復旧の実現のため、地方公共団体と連携しつつ、災害規模に応じた施設・設備の復旧の取組への支援を講じる。」と記述しています。</p>
18-3	<p><u>自治体と連携した復旧・復興計画の策定および、削減を続けてきた職員数の拡大を図るための財政的措置が必要である旨を明記すべき。</u> (理由)重点施策7で「多発する大規模災害等への対応」の項を設けたことは評価する。ただし、商工会・商工会議所を通じた相談や支援の枠組みばかりが強調されているが、基礎的自治体の役割発揮が重要である。</p>	<p>「削減を続けてきた職員数」が具体的に何の職員数を指すのか必ずしも明らかではありませんが、地方公共団体の職員に関しては、「第3章 小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 1. 地方公共団体の責務」において、「自然災害等への対応に当たっては、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)をはじめとする災害関連法令との関係も踏まえつつ、より現場に近い地方公共団体が中心となって進めていく必要がある。」との記述において含意されています。</p>

「小規模企業振興基本計画(第Ⅲ期)事務局案」に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
18-4	<p>それぞれの地域の持続的発展をめざし、地域を支える小規模事業者・小企業者の事業の持続的発展を本気になって進める自治体産業政策を国が後押しする旨を明記されたい。</p> <p>(理由)「(3)地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進」および「(4)支援体制の整備その他必要な措置」についてここでは「地域の持続的発展、地域経済・生活・コミュニティの活性化」や「国と地方公共団体との連携強化」が明記されている。中小企業振興基本条例・小規模企業振興基本条例の趣旨を踏まえた具体的実践および、そのための会議体の創設・取り組みの実践の必要性を明記されたい。</p> <p>財政的な裏付けを国が責任をもって提供すること。</p> <p>(理由)「地方公共団体が主体となり、個々の小規模事業者が策定する経営戦略と併せて、当該地域の産業ビジョンの策定を進めていくことが重要である」や「地域の自然的経済的社会的な条件に通じている地方自治体が第一義的に施策を策定し、実施する必要がある」との記述は、その通りである。問題は、財政的な裏付けを国が責任をもって提供すること。</p>	<p>小規模企業振興基本法に基づく基本計画の構成上、政府が講ずべき施策については、「第2章 小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策(15の重点施策)」において記述しています。特に、財政的な裏付けについては「(重点施策13)支援機関の体制・連携強化」において、「経営指導員等の人件費や事業費の確保に必要な地方交付税措置を講じる。」と記述しています。</p>
18-5	<p>自治体の役割発揮を前面に掲げるとともに国の役割についても触れるべき。</p> <p>(理由)重点施策14「国と地方公共団体との連携強化」では「地域の実情に応じて、地方公共団体が小規模事業者の経営の改善発達を目的として実施する施策への支援を講じる」とした自治体の役割発揮を前面に掲げるとともに国の役割についても触れるべきである。</p>	<p>「小規模企業振興基本法」第五条第一項において、国の責務として「国は、前二条の小規模企業の振興についての基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされています。</p>
18-6	<p>地方レベルでは地方公共団体が中心になり、また調整役となり、支援機関、地域金融機関、そして幅広い中小業者団体など関係団体の声を束ね地域社会の実情を踏まえた「基本計画」を策定していくことが望ましいと考えられるので、そのことを明記されたい。その際、全国的に制定が相次いでいる中小企業振興基本条例や小規模企業振興条例の理念も参考にすべき。</p> <p>(理由)(支援機関の体制・連携強化について)で明記されている「地域の産業ビジョンを踏まえつつ、地域経済の活性化や地域の生活・コミュニティの活性化を目指す必要がある」との認識に異論はないが、地方公共団体の役割と責任の分担を明らかにすべきである。国の「基本計画」を踏まえ、地域特性を踏まえた具体的な施策を策定し、その実施を図り、「地域を持続的に発展」させていくのは地方公共団体の役割だからである。</p>	<p>御指摘の点については、「第1章 小規模事業者の振興に関する施策についての基本的な方針 2. 基本的考え方」において、「このため、国と地方公共団体がそれぞれの役割分担の中で主体的に取り組むとともに緊密に連携し、経営指導員等の人件費や商工会館の施設整備費等の事業費の確保に努めながら、デジタルツールの活用、ナレッジ・ノウハウの共有等による支援の質の向上や業務効率化、広域的な支援体制の構築等により、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく必要がある。」と記述しています。</p>

「小規模企業振興基本計画(第Ⅲ期)事務局案」に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
18-7	<p>地方自治体の制度の重要性も明記すべきである。 (理由) 需要を見据えた経営力の向上を図るならば、地方自治体がこれまでに実施してきた「住宅リフォーム助成制度」や「商店等リニューアル助成制度」は、小規模事業者の仕事おこし、経済波及効果の観点から注目される。これら助成制度にたとえば「省エネ」の観点を組み合わせることで、新たな需要の喚起も期待される。</p>	<p>御指摘の点については、「第3章 小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 1. 地方公共団体の責務」において、「その地域の自然的経済的社会的な条件に通じている地方公共団体が第一義的に施策を策定し実施する必要がある。」と記述しています。</p>
18-8	<p>「地域の中小企業・中小業者を組織する他の経済団体」も支援体制のネットワークに含むことを明記すべき。 (理由) 事務局案では、「商工会・商工会議所、…、金融機関等」が列挙され、相互に緊密に連携し、相談体制を含めた支援体制のネットワーク構築を進め、地域で総力を挙げて取り組む必要があるとしている。「地域で総力を挙げる」のであれば、地域の中小企業・中小業者を組織する他の経済団体も支援体制のネットワークに含むことを明記すべきである。</p>	<p>御指摘の点については、「はじめに」第3章 小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 2. 小規模事業者の努力等」3. 関係者相互の連携及び協力」において「中小企業に関する団体」と記述しており、列挙している支援機関以外の者についても地域の実情に応じて含まれます。</p>
18-9	<p>業種ごとの課題や要求に応え、経営継続を支援するには業界団体の存続も視野に入れた対策を明記すべき。 (理由) 小規模事業者を組織している多様な業界団体への支援強化が求められる。小規模事業者の減少によって活動を休止・解散に追い込まれる業界団体も相次いでいる。</p>	<p>「第2章 小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策(15の重点施策)(重点施策13)支援機関の体制・連携強化」において、特に商工会・商工会議所への支援について記述していますが、これは「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」における目的を達成するために実施するものです。</p>
18-10	<p>地域に密着する小規模事業者の多様性や技術力、地域社会や文化の守り手としての社会的役割が発揮されてこそ、地域の課題を解決していく知恵と工夫が生まれてくるという視点を盛り込むべき。 (理由) 重点施策12「地域課題解決の推進」においては、地域経済の振興をどう図るのか、地方自治体との連携を強めるなかで位置づけることが必要である。地域課題解決の推進は「ローカル・ゼブラ企業」に限られたものではない。</p>	<p>御指摘の点については、「第1章 小規模事業者の振興に関する施策についての基本的な方針 2. 基本的考え方」3. 4つの目標 (3) 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進」において、「ローカル・ゼブラ企業」に限らず地域課題解決に取り組む小規模事業者について記述しています。</p>

「小規模企業振興基本計画(第三期)事務局案」に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
18-11	<p>国の制度として賃上げに取り組む中小企業を対象とした直接支援を創設する必要性を明記すべき。 (理由)政府は最賃1500円を政策的な目標に掲げ、この間毎年のように最低賃金が引き上げられている。こうした下では、小規模事業者・小企業者の自助努力にとどまらない政策対応が求められる。岩手県は賃上げに取り組む中小企業を対象とする支援金(直接支援)の実施を継続している。この支援金を活用した中小企業からは、賃上げのインセンティブとして機能したことや申請の容易性に関して評価する声が寄せられている。したがって、事務局案においては、他の都道府県・市区町村は、岩手県の支援金制度の教訓・課題に学ぶことが必要である旨を明記する必要がある。また、国の制度として賃上げに取り組む中小企業を対象とした直接支援を創設する必要性を明記すべきである。</p>	<p>御指摘の点については、「第2章 小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策(15の重点施策)(重点施策3)需要開拓・新事業展開」において、賃上げを促すための小規模事業者支援について記述しています。</p>
18-12	<p>「取引適正化対策」では、下請代金支払遅延等防止法の運用について公正取引委員会とも連携し、下請事業者の原材料やエネルギー、労務費に関する価格交渉や価格転嫁が円滑に進むようにする旨を記述すべき。</p>	<p>御指摘の点については、「第2章 小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策(15の重点施策)(重点施策4)取引適正化対策」において、「原材料価格等」と記述しており、これには、エネルギー、労務費も含まれます。また、下請代金支払遅延等防止法は、公正取引委員会と中小企業庁の共管法律であり、公正取引委員会と連携して取組を進めています。</p>
18-13	<p>インボイス対応への支援ではなく、インボイス制度の廃止を盛り込むべき。 (理由)重点施策9「人手不足対応、人材の育成・確保」では、「インボイス制度への対応等に向けたITツール導入の支援を講じる」としているが、果たしてこの支援がインボイス登録をした全ての小規模事業者に届くのか、疑問である。そもそもインボイス制度に伴う事務負担の増加は、小企業者・家族経営の経営計画の策定など経営力の向上の取り組みの足かせとなる。インボイスをめぐる不正取引も存在する。雇用を守るというなら付加価値に課税する消費税の減税、廃止に踏み出すことが求められる。</p>	<p>インボイス制度は、仕入税額控除において差し引く金額を、複数税率の下でも正しく計算できるようにすることで、課税の適正性を確保するために必要なものであり、政府としてそれを廃止することは適当ではないと考えています。 なお、インボイス制度に対するご不安やご懸念等に対しては、各種窓口による丁寧な相談対応に加え、各種負担を軽減するいわゆる二割特例等を周知するほか、IT導入補助金によって、小規模事業者等のデジタル化を支援しています。 また、公正取引委員会をはじめとした関係省庁が連携して、事業者が取引先から不当な取扱いを受けないよう、独占禁止法・下請法の考え方について周知を行うとともに、厳正な対応を行っています。</p>

「小規模企業振興基本計画(第三期)事務局案」に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
18-14	<p>基本法制定時の付帯決議 が10年経っても実行に移されていない政府の不作為を正し、財政投入を含め「社保倒産」を生まない保険料にすることを明記すべき。 (理由) 社会保険料負担の軽減は急務である。</p> <p>小規模事業者の実態に基づく負担軽減のための直接支援の実施と、社会保険料の軽減措置をとるよう重ねて求めたい。 (理由) 「小規模事業者の努力等」に関して、事業者として経営努力を行い、事業を継続していくのは当然のことである。しかし、原材料費や燃料費等の高騰が長期にわたり、労務費をあわせた価格転嫁等は焦眉の経営課題となっている。これら経営課題は政府が進めてきた円安政策にも原因があり、自助努力だけで対応するにも限界がある。</p>	<p>御指摘の点については、社会保険料が医療や年金の給付に充てられ労働者を支えるための事業主の責任であり、働く人の健康保持や労働生産性の増進を通じ、事業主の利益にも資するものであることから、慎重な検討が必要であると考えています。また、中小企業に対しては、非正規雇用労働者を正社員に転換した事業主に対するキャリアアップ助成金による支援など、政策目的に応じて助成金等による支援を行っています。</p> <p>なお、経済産業省としては、地域経済・雇用を支える小規模事業者が収益・売上を拡大し、定められた水準の社会保険料を納められる環境を整備するため、引き続き、価格転嫁や生産性向上を強力に推進していく方針です。</p>
19	<p>フリーランスに関する検討が不十分であり、基本計画にフリーランスに関する記載を追記すべき。 (理由) 小規模企業の大多数を占めるフリーランスの存在を軽視した計画が小規模企業振興基本計画となるのは反対だ。第二期計画も不十分ではあるがフリーランス・副業・兼業が増えていること、多様な小規模企業という考え方を打ち出していた。第二期計画の検討時よりもフリーランスの存在感は増しているにもかかわらず、今回の第三期計画は扱いが後退しているのはおかしい。繰り返しになるが、小規模企業の大多数を占めるフリーランスの存在を軽視した第三期計画は小規模企業振興基本計画としてふさわしくない。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「第1章 小規模事業者の振興に関する施策についての基本的な方針 3. 4つの目標 (4) 支援体制の整備その他必要な措置」において、「その際、フリーランスや店舗を持たない事業主体に対する情報提供等に留意する必要がある。」と追記しました。</p>